

第二十二回国会
院

大蔵委員会議録第三十三号

(六七八)

昭和三十年七月十五日(金曜日)
午前十時三十六分開議

出席委員

委員長

松原喜之次君

理事加藤
森下

高藏君
國雄君

理事春日

一幸君

英治君

宇都宮徳馬君

遠藤
竹内

三郎君

松浦
中山

武雄君

榮一君

山村新治郎君

辻市君

黒金
古川

利秋君

田方
石野

廣文君
久男君

川島
平岡忠次郎君

漢香
忠雄君

薄田
美朝君

横山

利秋君

井上
良二君

金次君

北島
武雄君

横田
正俊君

河野
通一君

藤枝
泉介君

北島
武雄君

横田
正俊君

河野
通一君

て、具体的に、今御指摘になりました
ように農林公庫では、主務省の認可を
受けて業務方法書といふものをこしら
れまして、今おつしやった通りのやり
方でやっておるのであります。この法
律の趣旨からいいますと、農林漁業者
の利用に供する施設という範疇に属す
るものであれば、融資の対象となり得
るのであります。それは、具体的に
株式会社等の形態による農村工業があ
りますので、この場合にははどうするかと
いうので、一応九割が協同組合または
その連合会の持株である場合に、共同
利用施設に該当するものとして取り上
げておるのであります。この点、なぜ
農民が直接保有しているものは除外さ
れまして、組合が九割の株主権などな
る場合にだけ、この共同利用施設の運
用対象として取り上げなくてはならない
いか、こういった点については、その後
いろいろ問題がありまして、種々検
討を重ねておりますが、現在までのと
ころは、少くともその線は動かしてお
りません。従つて、業務方法書の解釈
としては、一応御指摘のような趣旨で
運用しなければならないのであります
が、その場合に、信用事業を営んでお
る信連が株主である場合に、それもこ
こで言う協同組合またはその連合会の
中に果して入るかどうかということにな
なると思うのであります。これは少
くとも業務方法書で掲げております文
言の解釈からいって、信連の場合には
連合会と解きたいというふうには考え
られないと思うのであります。なぜ信
連が株を持つようになりましたかに
ついては、あるいは何か事情があるか
と思うのでありますが、本来ならば、
御指摘のように、事業団体である連合

会の持株である場合をあるいは予想すべきではないかとも思われるのですが、北海道については、いろいろ事情があるようあります。なおその辺の実体的な関係まで考慮に入れて、ますが、北海道については、いろいろ果して適当であるかどうかをわかに判定するほどの材料を私持ち合せておりませんが、一応業務方法書の解釈として、間違つておるとは私考えておりません。

○横路委員 今あなたが言うように、やはり農業協同組合連合会が——それ施設を持つてやるという建前における農業協同組合連合会が株を持つて、金融を業務としている信連が、なるほど文字の上からいけば農業協同組合連合会であるけれども、そのことは、あとで人的構成でも問題になつてきますが、この点非常に疑義があるのです、あなたの方で統一した解釈ができるならば、一つ適當な機会にやつていただきたいと思います。きのうも指摘して、これは理解できない点ですが、北海道バターの株主一覧表によると、北信連が五十三万一千九百二十株持つているというのです。北信連の業務報告書だと三十二万七千六百株持つてゐるというのです。この点何でもないようですがれども、実際農林漁業金融公庫の長期資金貸付の対象になつてゐるんです。実質上今年の北信連の総会では、三十三万七千六百株となつてゐる。こういう点、特殊金融課長としてあるならば八四%で、これは対象外なんです。実質上今年の北信連の総会では、北信連五十三万の株主一覧表では、北信連五十三万

○加治木説明員 これは、北海道バターの株主名簿では五十三万一千九百二十株になつてると私は聞いております。それが北信連の帳簿の上で三十二万何千株ということであれば、私の想像いたしますところでは、おそらく何らかの理由で簿外経理をされておるのではないかとしか考えられないのです。なぜそれが簿外になつてゐるかという点は、もう少し調べてみなければわかりませんが、いすれにしても、簿外の形式で処理すること 자체、信連の経理として適切でないと思つております。しかし、北海道バターの株主名簿に記載されて、実質上の株主であることが確定しているならば、業務方法書の解釈の上からは、あなたがちそこのとのみを取り上げて、これを不当であるといふうには考へられないのではないかと思ひます。

が正しいと思ふか、これは一々即ち詰査をしてもらいたい。次に、横田さんにお尋ねしたい。実題になつてゐる乳牛の導入資金に関する農林中金、北信連、雪印、北海道バターの四社に対する私的独占禁止法に關するところの違反の中で、私どももいろいろお聞きしてゐる間に、これは金融課長もよく聞いてもらいたいが、単位農協が持つてゐる株であると云ふことで、これまた北海道バターの株主の一覧表に出てゐるが、逆に今度はその持つてゐる単位農協の業務報告書で調べてみると、それが載つてない。なぜ載っていないだらうと思って調べてみると、一つの例として、訓子府町農業協同組合が約五万四百株持つておることになつてゐる。その五万四百株の株はどういうようにして持つてゐるかといふと、そこにおける酪農振興会、これはたしか法人格ではない、個人が集まつて作つてゐるのであるが、その株を名義上覚書を交換して単位農業組合の所有にしている。その覚書の中には、名義は向うにやつたが、株主としての実権は依然として酪農振興会の者が持つてゐるのであるよといふことになつてゐる。そこで単位農業協同組合といふやうな業務報告書には当然出て来ない。そういうものを積み上げて九〇%から、北海道バター株式会社の株主一覧表には出でているけれども、単位農協の公庫の長期資金の対象になるというふうと、まずこの点を横田さんに私はお尋ねしたいのですが、これは事実でございましょうね。この訓子府町農業協同

○横田政府委員　ただいまお述べになりましたのような問題が、この審判の過程におきまして、調子府の問題を調べておりまする際に、参考人の口から出ましたことを私も聞いて知つております。すなわち名義上は単位農協の株式になつておりますものが、今お話しのような関係で、それは形式的なものであつて、現実に単位農協は持つておるのではない、ということと、それから同様な関係が、訓子府だけではなくその他農協についてもあるらしいというようなことが、参考人の証言として出ておるようでございます。もつともこの点につきましては、この審判の関係におきまして、それ以上突き進んで調べる必要はまずないということで、さらにはその他の農協につきまして、あるいはその農協の帳簿等まで調べまして、現実にそういうことがその他の関係においても行われておるということにつきましては、まだ公正取引委員会においても、はつきりした事実として把握しておりませんけれども、ただいまお話しのような関係が審判手続中に出て参つたことは事実でございます。

○横路委員　特殊金額課長にお尋ねいたしましたが、今横田委員長からお話しのような事実なんです。単位農業協同組合に、覚書を交換しまして名義だけやる。しかし実際の権利はやはり所有者が持つておる。そういうものを積み上げて、それを単位農業協同組合の所持であるとして、北海道ハタチ株式

会社なるものは株主一覽表に名簿を出している。しかし単位農業協同組合では覚書が行っているものであるから、業務報告書には載せられない。事實載せていないのです。この点は今横田さんがおっしゃったように、独禁法違反に関するところの審判の審理を進めいく上にはあまり関係がないかもしれません。この長期資金を貸し付けるといふ点からいと非常に問題がある。私は聞いてるのは、こういうことが一体許されるかどうかということです。これはどうでしよう。

○加治木説明員 名義上は組合でありますながら、実質上は組合でないということがあります。これは、業務報告書ではあります

が、一種の脱法的な取扱いと考えざるを得ないのじきないかというふうに考

えられるのであります。ただ農林金融公庫といたしましては、そこまで確かめではつきりその事実を認識しながらやつたかどうか。また業務方法書の文

言の上の解釈では、一応名義人ができて九割以上になれば、これを形式的に違反と見ることはできないと思いま

す。しかし実体がそういうことでありますならば、現在の業務方法書の上で是適当でないと考へざるを得ないと思

う。ところが北海道バター株式会社はその法の実体的な運営からいって妥当でない。ところが北海道バター株式会

社がこうやつて長期資金を借りていることができる。二年据置の十五年以内、七分五厘というだれでも借りたい金なんです。そこで同じ乳牛関係の雪印乳業株式会社においても、北海道バターでそうやって借りているのなら、できれば自分の方でもそうやって借りたいという気持があることは事実であります。これは、本年度の総会でもそういうことがあり、また雪印乳業等においても、そういう嘗書等によって逐次名義の書きかえをしていきたいということになっています。これは、私は具体的な例を持つておいてもらつて、私は農林漁業金融公庫の小山さんにお伺いしたい。

さしあがまましたが、あなたの方は、こういうこと

についてお聞きにならぬことがあります。たゞお井上委員からも言われておりますよ。それをあなたの方は、さしあがまつてやつたのだから

さしあがまつてやつたのだから

<

こういう問題が起きた一つの原因是、北海道バターの社長三井武光氏が北信連の副会長、北信連の会長の岡村文四郎氏は雪印乳業株式会社の重役た。あと私は特殊金融課長にも聞きますが、北信連というものは、農村におけるところの金融機關としては一番大きな力を持っている。その会長が雪印乳業の重役であり、副会長が北海道バターリーの社長だ、そこにこの問題がよってきたところがあるのではないかと私は思う。そこであなたは公正取引委員会の委員長として、こういう生産団体の重役と、その生産団体に金融をする農村における金融機関の役員の兼職というものについてどう思いますか。私は、これが非常に問題になつてくる点ではないかと思うのですが、この点について、あなたの見解を御披露いたいと思います。

だいま申されましたそういう兼任関係
がかなり有力な原因としてあるのでは
ないか。これは、これらの四者が通謀
してというようなことで、審判開始決
定にも書いてあります。これに対し
て、通謀とは何事であるかというよう
な非常に痛烈な反発もございました。
そういう組織そのものがそういう原因
を与えているということもできるので
ございまして、この点は全く御指摘の
通り、これを審判事件として取り上げ
る審査の側といたしましては、この点
に非常な重点を置いていることは事実
であります。

会社に売ったならば、その金は全部取
り上げてしまうというのが、これが、
公取が独禁法違反の疑いがあるといつ
て、今日これを審判している。私は問
題は、一体農村の金融というもの
は——都市においても、それは中小企
業の諸君は非常に困っておりますが、
農村における金融、農民だけを相手に
した金融については、そういう各県の
信用協同組合連合会というものが大き
な力を持っておる。そういうものに対
して役員を兼任するということについ
ては、大蔵省銀行局の立場でどうです
か。

する方法として、やむを得ずこういった株式形態をとらざるを得なかつたというのだが、その辺の事情であろうかと思ふのであります。そのように考えますときには、やはりこれは協同組合と同様な見地から、場合によつてはある程度酌量して取り扱わなければならぬのではないかというような考え方の方の余地もあるうかと思うのであります。もしそのようになりますならば、ある組合の連合会、具体的には北信連であります、北信連の役員がこういつた会社の役員と兼職関係にあるといふことは、直ちにそのことのみから不当であるというふうには、必ずしも結論が出てこないのではないか、かよううに考えております。

いった点から判断すべき問題だと思います。北道の開発、これは農林漁業関係が多いのであります。なるほどこの信用協同組合連合会は、その金融上特殊な、また言葉をかえて言えば特別な勢力を持つておるということは、確かに言えるのであります。が、このほかに北拓、あるいは北海道銀行等の株式形態の金融機関——相互銀行もございますが、そういうものがござります。そういった点を考えますときに、あなたがち北信連が農村金融における独占的な地位を占めておるといふうに断定できるかどうか、これは北拓あるいは北海道銀行がでの程度農村金融をやつておるかというような現実の計数を見た上でなければ、的確な判定はできないと思うのであります。が、機構上これが農村金融における独占的な機構であると断定するのは、私はやや行き過ぎではないかと考えます。

こへただの農民が行つて金を貸してくれと言つたって、金を貸せますか。そういう実態をあなたは御承知がないとするならば、この問題をあなたに聞いても意味がない。私はあなたに、こう任してることが好ましいと思うか好ましくないと思うかという点をお尋ねしている。公取委員長の横田さんの見解に従うより仕方がないというなら、それでもいいんですか、その点はどうです。

○加治木説明員 先ほど申しましたよ

うに、北海道バターなり雪印なり現在農林公庫の融資対象になつておりますのは、もちろん北海道バターだけあります。ですが、この会社の性格は、両社相似たものがあると思うのであります。従つて北海道の農村工業として、特殊な性格を持つたものと考へざるを得ないと思うのであります。この点どもはどちらも判断でききないのであります。農林省の見解を開いてみなければ、的確なお答えはできませんが、その点との関連において、ただいま問題となつております兼職關係も判断しなくてはならないのではないかと思ひます。従つて、今直ちに私限りで適当であるとか、あるいは適當でないといふふうに考へるかは、大蔵省だけではどうも判断でききないのであります。

○横路委員 農林省の畜産局長が御出席のようですからお尋ねいたしますが、昨年の五月二十六日に参議院の農林委員会で本問題が審議されまして、あなたの方では直接、公取とは別個に調査をなさったはすです。あなたも今

こへただの農民が行つて金を貸してくれと言つたって、金を貸せますか。そ

ういう実態をあなたは御承知がないとするならば、この問題をあなたに聞いても意味がない。私はあなたに、こう任してすることが好ましいと思うか好ましくないと思うかという点をお尋ねしている。公取委員長の横田さんの見解に従うより仕方がないというなら、それでもいいんですか、その点はどうです。

○原田説明員 先ほど申しましたよ

うに、北海道バターなり雪印なり

○原田政府委員 ただいまお尋ねの点

間の独禁法違反の件に関してですが、あなたはどう思いますか。

○原田政府委員 ただいまお尋ねの点

でございますが、私の承知いたしてお

りますところでは、この件につきまし

ては、公取におきまして審判中でござ

いますので、その審判の結果待つ、こ

ういう取扱いになつておる次第でござ

ります。

○氏家参考人 お答えいたします。二

十八年度において、保証のないものに

も貸したものがあります。保証がな

れば貸さなかつたということにはなら

ないであります。

○氏家参考人 雪印乳業、北海道バ

ターが保証をした場合においては、そ

の単協が必ず雪印や北海道バターの方

に乳を出せというようなことを私ども

の方で求めたわけではないのであります。

○氏家参考人 雪印乳業、北海道バ

ターが申しあげましたように、

○氏家参考人 お答えいたします。

○横路委員 そうですが、その点は明

らかになりました。

○横路委員 その次は、今度は単位農業協同組合

から保証会社に差し入れる急書には、

生産乳の会社販売に違反した場合に

は、全部繰り上げ償還させるのだとい

うことを規定した。これもあなたの方

がまだ三十年度の資金の問題に何らか

の役に立つようになつたといふこと

を念願しておつたわけでございま

す。審理の段階は大体最終段階に至り

まして、今月の二十日から二十三、

二十五、二十六、二十七、二十八と六

日間にわたりまして参考人を十六人、

さらにこれに多少追加があると思いま

すが、これを取り調べまして、これ

によつて大体審理は終結するという予

事実の指摘によりますと、先ほど

が委員長に申し上げましたほかに、あ

るかと思ひます。

○横路委員 それでは横田さん

ちょっとお尋ねします。今私は、これ

は正直なところ、農林中金の氏家さん

は否定されるのではないかと思つた。

しかし否定なさらいで肯定したわ

けですね。肯定したということになる

と――今あなたの方では、独禁法違反

の疑いがあるといつてやつた。事実今

公けの国会の委員会を通して、自分の

方は関係がないけれども、他の方では

やつたことは事実だ、こう言つてお

ります。そうすると、こういう事実が明ら

かになっておるのですから、実際に北

海道の牛を飼う酪農民は、一日も早く

この事実が指摘されて早く金が借りら

れるようにしてもらいたいというのが

農民の希望なのですよ。そこで、一體

これはいつ最終的結論をお出しになる

のか、その点はやはり明らかにして

いただきたいと思うのです。

○横路委員 この審判事件につき

ましては、先ほども触れましたよう

に、三人の審判官を指定いたしまし

て、その審判官において審理を続けて

おるわけでござりますが、意外に審

理が延びまして、われわれといたしま

しては、一日も早く結論を出し、それ

がまた三十年度の資金の問題に何らか

の役に立つようになつたといふこと

を念願しておつたわけでございま

す。審理の段階は大体最終段階に至り

まして、今月の二十日から二十三、

二十五、二十六、二十七、二十八と六

日間にわたりまして参考人を十六人、

さらにこれに多少追加があると思いま

すが、これを取り調べまして、これ

によつて大体審理は終結するという予

ます。

○横路委員 その次に公取の方の関係で、今私

が申しあげましたところの資金借り受

けをする組合員の生産する乳は、当時

北海道バターまたは雪印乳業が保証し

た組合には、乳は全部そこに売れとい

うことを見めたのですか、その点だけ

お尋ねしたいと思います。

○氏家参考人 お答えいたします。二

十八年度において、保証のないものに

も貸したものがあります。保証がな

れば貸さなかつたということにはなら

ないであります。

○横路委員 その割合はどんなんです

か。雪印乳業と北海道バターの保証の

あつたものは総体の何十パーセント

で、保証がなくともやつたというのが

何パーセントですか。

○氏家参考人 ちょっとただいまその

割合を調べておりませんので、お答え

申し上げかねます。

○横路委員 氏家さんに申し上げましたよ

うに、公取の審判中でござりますので、

秋どもがそれと別個の立場で調査をい

たしたり、それにに対する結論をつけた

りということにつきましては、差し控

ええておるよう次第でござりますが、

ただ関係職員が現地等に参ります用務

が生じました場合は、この問題につき

て私どもの立場で研究をいたす、こう

いう状態になつております。

○横路委員 次に農林中央金庫の理事

の氏家さんにお尋ねいたしたいと思ひます。公取で今審判をおやりになつて、これ

はみんな保証を求めたということになれば、

これが九五%だということになれば、

さらにこれに多少追加があると思いま

すが、これを取り調べまして、これ

によつて大体審理は終結するという予

ます。

○横路委員 その次は、今度は単位農業協同組合

から保証会社に差し入れる急書には、

生産乳の会社販売に違反した場合に

は、全部繰り上げ償還させるのだとい

うことを規定した。これもあなたの方

がまだ三十年度の資金の問題に何らか

の役に立つようになつたといふこと

を念願しておつたわけでございま

す。

○横路委員 その次は、今度は単位農業協同組合

から保証会社に差し入れる急書には、

生産乳の会社販売に違反した場合に

は、全部繰り上げ償還させるのだとい

うことを規定した。これもあなたの方

がまだ三十年度の資金の問題に何らか

の役に立つようになつたといふこと

を念願しておつたわけでございま

す。

○横路委員 その次は、今度は単位農業協同組合

から保証会社に差し入れる急書には、

生産乳の会社販売に違反した場合に

は、全部繰り上げ償還させるのだとい

うことを規定した。これもあなたの方

がまだ三十年度の資金の問題に何らか

の役に立つようになつたといふこと

を念願しておつたわけでございま

す。

○横路委員 その次は、今度は単位農業協同組合

から保証会社に差し入れる急書には、

生産乳の会社販売に違反した場合に

は、全部繰り上げ償還させるのだとい

うことを規定した。これもあなたの方

がまだ三十年度の資金の問題に何らか

の役に立つようになつたといふこと

を念願しておつたわけでございま

す。

○横路委員 その次は、今度は単位農業協同組合

から保証会社に差し入れる急書には、

生産乳の会社販売に違反した場合に

は、全部繰り上げ償還させるのだとい

うことを規定した。これもあなたの方

がまだ三十年度の資金の問題に何らか

の役に立つようになつたといふこと

を念願しておつたわけでございま

す。

○横路委員 その次は、今度は単位農業協同組合

から保証会社に差し入れる急書には、

生産乳の会社販売に違反した場合に

は、全部繰り上げ償還させるのだとい

うことを規定した。これもあなたの方

がまだ三十年度の資金の問題に何らか

の役に立つようになつたといふこと

を念願しておつたわけでございま

す。

○横路委員 その次は、今度は単位農業協同組合

から保証会社に差し入れる急書には、

生産乳の会社販売に違反した場合に

は、全部繰り上げ償還させるのだとい

うことを規定した。これもあなたの方

がまだ三十年度の資金の問題に何らか

の役に立つようになつたといふこと

を念願しておつたわけでございま

す。

○横路委員 その次は、今度は単位農業協同組合

から保証会社に差し入れる急書には、

生産乳の会社販売に違反した場合に

は、全部繰り上げ償還させるのだとい

うことを規定した。これもあなたの方

がまだ三十年度の資金の問題に何らか

の役に立つようになつたといふこと

を念願しておつたわけでございま

す。

○横路委員 その次は、今度は単位農業協同組合

から保証会社に差し入れる急書には、

生産乳の会社販売に違反した場合に

は、全部繰り上げ償還させるのだとい

うことを規定した。これもあなたの方

がまだ三十年度の資金の問題に何らか

の役に立つようになつたといふこと

を念願しておつたわけでございま

す。

○横路委員 その次は、今度は単位農業協同組合

から保証会社に差し入れる急書には、

生産乳の会社販売に違反した場合に

は、全部繰り上げ償還させるのだとい

うことを規定した。これもあなたの方

がまだ三十年度の資金の問題に何らか

の役に立つようになつたといふこと

を念願しておつたわけでございま

す。

○横路委員 その次は、今度は単位農業協同組合

から保証会社に差し入れる急書には、

生産乳の会社販売に違反した場合に

は、全部繰り上げ償還させるのだとい

うことを規定した。これもあなたの方

がまだ三十年度の資金の問題に何らか

の役に立つようになつたといふこと

を念願しておつたわけでございま

す。

○横路委員 その次は、今度は単位農業協同組合

から保証会社に差し入れる急書には、

生産乳の会社販売に違反した場合に

は、全部繰り上げ償還させるのだとい

うことを規定した。これもあなたの方

がまだ三十年度の資金の問題に何らか

の役に立つようになつたといふこと

定でございます。従いまして、七月一
ぱいで審理が終りまして、八月中には
結論が出せることと存じます。しかし
これは審判官の方で扱うこととござい
ますので、ただいまは私、委員長と
しての希望でございますが、大体そう
いうふうな取り運びになるのではないか
かと考えております。

○横路委員 農林中金の理事の氏家さ
んに私はお尋ねをしたいと思うので
す。それは、八月中旬にはこの最終結論
が出るだろう、そのことは大へんけつ
こうなことなのですが、しかし問題
は、現地の農民は、農林中金から早く
金を借りたいのです。そうしていい乳
牛を買って、早く乳を出して、高く
売つて、そうしてとにかく収益に充て
たいというのです。そこであなたの方
には、二十八年には今あなたが答弁さ
れたような事実であったんだが、この
三十年度におそらく三億五千万近くの
金を用意されておるのでないかれと思
うが、この乳牛の導入資金について
は、二十八年度のいわゆる貸付をした
ときとは違つて、三十年度にはどうい
うふうになさらうというのですか。二
十八年度と同じようになさらうとされ
るのか、三十年は公取のこういう審理
の経過等を考えて、これとは別に、あ
なたの方では独自の立場から、この点
についての何らかのお考えがあるのか
どうか、その点を一つ明らかにしてい
ただきたいと思います。

○氏家参考人 従来も、雪印乳業や北
海道バターの保証があるものについて
しか、乳牛導入資金は出さないといふ
ような方針はとつておらなかつたので
あります。ただ先ほど御指摘がありま
したように、たまたま貸し付けたもの

が、非常に大きな場合で保証に関係あるものの方に行つておるということは、確かにお話しの通りであります。今後の行き方についてお尋ねがありますが、今までと大体同じなんですね。別に今までの行き方が悪いというような考え方で直そうというわけではありませんけれども、とにかく一般の人方が、雪印や北海道バターの保証がなければ、農林中央金庫では貸さないのだから、どういふ扱いはしなかつたし、今後もそういうように思ひ込んでおられる方も非常に多いようでございますけれども、私どもとしては、今までも決してなことはしたくない。大体両会社の保証ということは、私どもとしてはそれほど重要なことではないのでありますし、全く金融機関としての立場から、また系統利用を尊重するというような立場から融資をいたしておりますような次第であります。この点御了承を願いたいと思います。

○横路委員 そうすると、あなたの今のお話しでは、北海道バターや雪印乳業の保証は、農林中金としては必要とはしていなかつたのだという意味からして、今後もあまり必要とはしないという意味ですか。その点、金を借りる方からすれば非常に大事です。

○氏家参考人 私どもの方は、従来もそういう保証がなければ金を出さないということはなかつた、なかつたとあまり言わるので、それではちょっとお聞き

したい、横田さんかいじゅうするので、ちよつとお聞きしたいが、上漁別、湧別、下漁別、遠軽、佐呂間、若佐、生田原、上佐呂間、安国、白滝、丸瀬布の各農業協同組合は、二十八年十一月に三千六百万円の融資を農林中金に申請したら、農林中金は事实上これを拒否しておる。これは横田さんの方で、やはり独裁法違反の疑いがあるといつてやつておる。これは北海道バターの地域からはそれでおるからやらないのだということで、独裁法違反の疑いでやつたけれども、この点はあなたはどうですか。貸さなかつたことは事実でございましょうね。この点はどうですか。

○横路委員 今のは、二十九年になりましたから、上漁別と生田原の二つですね。あのものは貸していないですね。この点は事實上どうですか。

○氏家参考人 あとのものには、その申し込みの金は出ておりませんけれども、そのほかの組合についても、その他の金は出でるものもあるよう思います。また出ないというのも、保証がないから出さないというようなことではなくて、申し上げる必要もないと思ひますけれども、貸付をするについていろいろ条件もありますし、調査しなければならぬ事情もありますので、それらの点に合致しないまだ条件が十分そろっていないというようなことから貸付が見合わされたのでありますので、ありまして、保証がないからという理

○横路委員 横田さんにお尋ねしたいと思うのですが、この北海道バター並びに雪印乳業は、それぞれ歴史を持つてゐるのであります。それで、北海道農民の中にはやはり両方合体して、事实上の北海道農民の農業協同組合連合会ということになりますが、株式会社の営利状態から抜け出て、ほんとうに農民のためになるのではないか、という考え方を持つてゐる諸君もあるわけなんですが、この点ですね。北海道バター株式会社並びに雪印乳業株式会社を解散して、合体して、農業協同組合連合会というような発足をする。横田さん、そういうようになることは、何か法律上の違反になりましょうかね、どうですか。

るバターの取引の分野において、果して競争を自主的に制限するようなことになるかどうかということは、よほど新らしい観点から検討をいたさなければなりませんので、この点だけが、われわれといたしましてはやや気になる点でござります。その他の面から考えまして、この二つの企業体が協同組合の形態に変るということについては、私もとしましては、それはある意味で非常に好ましい形ではないかというふうに実は考えております。

して私の質問を終ります

○松原委員長 それでは、参考人の方
どうも御苦労さんでした。

○松原委員長 次に、この際自動車損害賠償責任再保険特別会計法案をあわせて議題として、質疑を行います。遠香忠雄君。

○漢書卷四

○真田政府委員 この法案を立案いたしました際に、保険料の問題、あるいは補償費用の問題、この二つについて国との援助が何かできないかということでお、いろいろと大蔵当局の予算関係の方々と御折衝いたしたのでございますが、保険料の補助につきましては、この自動車関係の責任保険の外国の例などを見ましても、あまり出しているところが見当りませんで、なかなか保険料についての国の援助ということとはむずかしい、こういうお話しでございま

他ということ
ます。事業者
賃値上げの結
うお話しでご
そのものをキ
みますと、一
少額になるわ
れわれの方で
します際には
燃料費とかい
事故賠償のた
そういった面

になっておるわけでござりますが、このゆきり等の運賃等の原価計算を、いろいろの人性評議會でござりますが、このゆきり等の運賃等の原価計算を申しますと、ある程度の金額な

保険料を支払うが、運賃はおねがいです。

そろそろ値上げが、
というふうな段階で
ござりますが、
に値上げすると
ないのではないか
です。

かというふうに考えま
すをしなければいけない
かにあるとすれば別で
この保険料だけで直ち
いうところまでは参ら
つたようなお答えであ

す責任も非常に
た面から、どの
うことにについて
した。今までの
受けております
の実例は、大体
万。もっとも小
れわれの方の耳
故では、非常に
いる被害者もあ
ておりますが、
参りました統計

加重される。こういふ点が妥当であるかとに
いろいろ検討いたしました。
われわれの方で報告書を
自動車事故の損害賠償金
死者者二十万から三十三
さな事故、あるいは
に入つておりません事
少額で泣き寝入りして
るといふには聞いて
われわれの方に入つて
的なものでは、二十五

か、国鉄とか、そういういたものにれる理由、それともほか。それともほかるのですか。そら除外していくですか、この二点ができます。

○農田政 府委員の適用除外のひどい実際に悩むべきができるわけですが

電電公社とか、電鉄、JRなどは適用除外に置いておらず、それらの賠償能力の点です。確かに除外した理由があるとすれば、それは賠償能力の点ではないかと思われます。

した。また補償費用につきましても、できるだけ国の補助を出していただきたいということで御折衝いたしましたが、全体の予算の関係からむずかしいということで、国の持つております車の両数に応じて、補償費用で国からある程度のものを出そうということできまりましたのですが、私たちといったましては、今後ともそいつの面についての国の援助は、できるだけ出ることを希望いたしておりますが、これは、予算その他の面からの御意見は大蔵当局の方からお聞き願いたいと思います。

つていろいろ違います。
状況によつて違つ
キロ当り三十五錢の
ものを車の経費
を運賃の原価計算
さいますので、こ
よつてふえるがば
今までそういうと
ておりました、ま
であります保険金
あるいは積立金に
出していたかどく
と積み立てであ
と、それから今度

次に伺いたい
合に三十万円、
傷の場合三万円
が作れます場
故を起した場合
とかあるいは六
に、相当の補償
も、この三十万
あるのか、最高
うなことになっ
ての事故が三
いうような関係
の点を私は案す
見当でしようか
○真田政務委員

から三十万とい
ございます。そ
してもかなり誤
りそういった頻
ものであります
し三十万を保険
めたわけでござ
の際に、三十五万
にはわれわれは
くとも被害者と
保険によつて保
とを作りたいとい
て、ただお話を
万というものが
があると、うう

うのが今までの実例で、これから判例等につきまして調べてみましたが、やはり概ねに近い判例が多かつた。だから、一応二十万ない限の限度ということにございまして、これは事故として、三十万までは保険されていいんだというふうなのは考えておりません。少しことしては、三十万まではございまして、これは事故として、三十万まではございません。少しこれは、三十万まではございません。

○眞田政府委員 その適用除外の八種類を除いては、この二点ができます。それで、この二点がござります。

ものは國、それから公社及び府県、こうなっておりますが、これは負担能力と申しますか、賠償能力の点で心配がないということで、強制しなくても被害者の保護に欠けるところがないでありますから、強制しなくともよろしいと申したことにしてたわけであります。それから自家補償というのを認めましたのは、相当数の車両を持っておりまして、従いまして危険の分散と申しますか、危険の起ります率が平均して参ります。そしてそういった両数を持つているもののうちから、今までの実績を見まして、今まで被害者に迷惑をかけたことがないかどうか、あるいは会社の経理の基礎が安定しているかどうかということを見まして、敵対してやつていきたい、こういうふうに考えてゐるわけであります。

○**淺喬委員** 今のお答えでは、やはり賠償能力の一点にかかっているようですが、府県側をこの法律から除外するということになれば、なぜその政令に基く大阪、京都、名古屋等の五大都市を除外されないのか、その点はどうですか。

○**眞田政府委員** この問題につきまして、最初自治行政関係の方々と御相談いたしましたのですが、府県については一応そろっている、しかしながら市町村については、いろいろと大きいものと小さいものがあるので、地方公共団体ということで一括してやるわけにはいかぬであろう、こういうことで最初除外いたしました。最近六大都市と申しますか、東京を除く五大都市は、そういう面から県と同じように考えられるのではないかという御意見もございまして、いろいろお話し合いはいた

しておりますが、私どもの最初の考え方では、そういったところは相当数の車両を持っており、現実に公営企業を営んでいて、その数もわれわれが考えております自家補償の最低限度の車両数をはるかに上回っておりまして、当然自家補償ができるので、そういった面でこの強制保険をかけないで済む、また積立金その他この保険のための準備につきましては、一般の民間並みでなく、公団の特異性を考慮して、その積立金等もそう高い額にしないでやる方法はないかということで御相談をいたしておりまして、一部はよろしいという御意見であり、一部はどうしても適用除外してほしいという御意見でござります。

○眞田政府委員 これは、保険料を納めないと営業停止という行政処分を行なうという意味ではございません。保険をかけておらないと、その車について現実に動かすことができないということをごさいます。

○浅香委員 ちょっととその点がどうも明確でないようです。営業停止にはならぬけれども、車を動かせないのだということは、いわゆる番号を渡さないというような意味ではないかと思うのですが、それならば結局営業停止ではないでしょうか。

○眞田政府委員 登録とか車の車両検査がございますが、この車両検査に通らない車は、危ないから動かしてはいけないというのと同じ考え方でございまして、自家用車についても、保険をかけてなければ動かせないということになります。営業をやっているからどうこうというわけではございません。外国の例にありますような、保険をかけていないと営業開始できない、こういうふうな規定の仕方はないわけであります。

○淺香委員 東京のタクシーでは、年額一万二千円ほど事故費がかかっています。ところが地方の方においては、これが十分の一の事故費しか出でていないということをお聞くのですが、そういう場合に、地域差といいますか、そいつたものはどうお考えになりますか。

○眞田政府委員 お説の通り、東京と地方とで事故の起ります率が違うようであるということは、私たちもよくわかるのであります。この一万二千円と

いうのは一応の試算でございまして、実際にはこの保険に当ります保険会社等が計算して申請を出しますので、その際までにいろいろとわれわれの方で最も研究いたしたいと思います。なお地域差を設けるとか、あるいはその他何らかの形で事故を起さなかつた場合にはどうとか、そういうことについても考えて参りたい、こういう希望を持っていますがございまして、現実には、今後この制度が実施されましたあと、保険会社側からの申請と、保険審議会における審議、そういうものを持っていますがございます。われわれといましても、負担の公平性を経てきましたわけですが、申しますか、そういう意味で、事故率の少い所はできるだけ安くしたい、そういう希望を持つております。

るようなことで、わざかの見舞金——私の見聞しておるのは、死亡に対して大がい一万円か一万五千円くらいの見舞金程度で追っ払われておるというような、非常に悪質な電鉄会社等が実はあるのです。そういうようなときに、しかも都市の周辺の電鉄等で非常に事故が起っております。これは自動車だけこういう立法をするということではなく、当然汽車とか電車とかに及ぼさなければならぬと私は考えるのですが、政府の見解はどうですか。

て非常な強い客引き、あるいは水揚げなることが事故の原因であろうと私は思う。そういう意味において——被害者を援護していくとその趣旨はいいのですよ。しかしその前提に立つところの事故をどうして解消するか、事故をどうして食いとめるかということは、当局者としてはまず考えなければならぬ点だと思います。概括的な質問ですけれども、何かあなたの方に、前段の問題についてお答えがございますか、それを承わりたいと思います。

給過剰になつておるのではないかといふことになるわけでありまして、この点につきましては、昨年から新しく免許とか、あるいは車をぶやすことはやめておりますので、今後も車をぶやすというよりも、むしろ事業者の自発的な調整といいますか、お互に無理な競争をしないようにしようという考え方方が最近起つておりますので、われわれもそういう線に沿つて、できるだけ無理な競争によつて事故が起ることのないような方向に持つていきたいと考えております。

○淺香委員 最後にいま一点伺つておきますが、こういう損害賠償的な制度、あるいは保険とかいったようなことは、ひとしく国民の希望するところであります。この自動車の保険に関しても、ここに至るまでに、業者間で地域的に共済事業といいますか、共同事業といいますか、行政的な指導によってやってみて、一つの試練を経た後に立法化されるというようなことが、私は順序であり筋道が立つと思いますが、局長さん、あなたの御意見はどうですか。

○真田政府委員 お話しの考え方も確かに一つの考え方だとわれわれは考えるのでありますて、実はこの法案につきましては、もう四、五年前からああでもない、こうでもないといつて議論をして参りまして、そういつたときにこそ、そのような準備態勢のようなものをやっておくべきだったと私たちも考へているのであります。だんだん延びて参りましたので、何とかして早く、とにかくいろいろな点から見て不満足

○松原委員長 關稅定率法の一部を改正する法律案をあわせて議題といたします。

本法律案に対する提案理由の説明はすでに聽取いたしましたが、ガット加入のための関税率引き下げに関する事務打ち合せのため、スイスに行つて参りました北島政府委員から、本案に関する補足説明として、その報告を聽取することといたしました。北島政府委員。

○北島政府委員 ただいま御提案いたしておりますの関稅定率法の一部改正法律案は、ガットの關稅交渉に伴いまして、從来従量稅でございました撮影済みの映画フィルムを従量稅に変えようとするものでございます。この法案に関連いたしまして、先般ジュネーヴにおいて開催されました關稅交渉会議の経過、結果等を御説明申し上げます。

まずガットと申しますと、關稅及び貿易に関する一般協定の略称でございまして、事の起りは、昭和二十二年三月三十日に当時の二十三カ国が集りまして、戦後の世界經濟を復興するためには、關稅その他通商上の障壁をできるだけ輕減除去するのが適當だという趣旨のもとに、ジュネーヴにおきまして關稅交渉いたしました結果締結された協定でございます。その後逐次加開国がふえて参りまして、現在では三十四

カ国、このうちソ連露からチエコスロバキアが参加いたしておるのであります。三十四カ国の貿易総額は、全世界の貿易総額の約八割を占めております。すなわちガット加入国の貿易総額は、現在の世界貿易総額の八割を占めているよう、一つの大きな国際的な機構でございます。ガットに新しく入ります場合には、すべて従来の例によりますれば、新しく加入しようと思う國は、その加盟國の中で関税交渉の用意ある旨の宣言をした國と關稅交渉いたしまして、その結果に基きまして、既加盟國のうちの三分の二以上の賛成を得た場合に加入が認められることになります。わが國は、昭和二十七年の七月にガットに加入申請いたして参ったのであります。その当時、の國際情勢、ことに米國においては、對外経済政策につきまして全般的に検討を遂げるまでは、一般的な關稅交渉をする用意がないという旨を現政府が声明いたしましたので、従いまして、日本としては關稅交渉をする機会がなかつたのであります。しかしあが国としましては、できるだけ早くガットの実質的利益を受ける必要がありますので、昭和二十八年の十月に、総会におきまして仮加入ということが認められて現在に至っております。關稅交渉はいたしませんでしたが、現行の仮税率のうち、九割二分五厘のものにつきましては、引き上げないという約束をいたしまして、既加盟國の既往においては、半ばに至りましたが、ところが昨年の半ばに至りました、米國においては

日本をはじめとする諸國が開いた総会におきまして、日本をガットに加入させるための関税交渉をことしの二月二十一日からジュネーヴで開催することを総会に勧告する旨を決議いたしました。この総会に対する勧告が、昨年の秋の総会において可決されて、関税交渉が可能となつたわけでございました。今回わが国と関税交渉いたしました国は、結局十七カ国でございまして、その国を地域別に御披露申しますと、まず北米及び中南米におきましてはアメリカ合衆国、カナダ、中米におきましてはドミニカ共和国及びニカラグア、南米におきましてはペルー、ウルグアイ、チリ。アメリカ州におきましてはこの七カ国、東ア地区におきましてはインドネシア、ビルマ、バキスタンの三カ国、欧州諸国におきましてはギリシャ、イタリア、ドイツ、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ノルウェーの七カ国、合せて十七カ国と関税交渉いたしました。なお関税交渉するに至りませんでしたが、日本に対して最恵国待遇を与えるという文書を交換した国がセイロソントルコでございます。その意味は、日本のガット加入に賛成するぞという意味が裏に含まれております。代表国といたしましては、できるだけ多くの国を開闢交渉に引き込みますことは、それだけわが国のガット加入を確実ならしむる道でございますので、ただいま申しました十九カ国のはかに、できるだけ多くの国と関税交渉をする

べく誘引にこれ努めたのでございま
す。ただ英國、ニュージーランド、豪
州、南ア連邦等の英連邦諸国及びフラン
ス等につきましては、当初から關税
交渉に対しまして、否定的な回答をい
たしておりました。代表団といたしま
しては、態度の比較的はつきりしない
各國に対しまして誘引にこれ努めたの
であります。たとえばブラジル、ハイ
チ、インド、ベルギー、オランダ、ル
クセンブルグ、オーストリー等の国は
それでございます。これらの国は、あ
るいは国内事情、あるいは特殊な國際
的關係、日本商品に対する特殊な問題
がござりますので、とうとう關稅交渉
には入らなかつたのでござります。今
回の關稅交渉の結果、日本を關稅及び
貿易に関する一般協定への日本國の加
入条件に関する議定書が作成されまし
て、去る六月七日から各國の署名を開
放されておりますが、現在までにこれ
に署名いたしました國は、わが國を含
めまして十五カ国に上つております。
今後の見通しといたしましては、こ
れに對して八月十一日までに、各加盟
國が日本の加入に對して賛否をガット
事務局に通告することに相なつております
が、八月十一日までに現在の加盟
国三十四カ國の中の三分の二以上、す
なわち二十三カ国以上が日本の加入に
賛成の旨を事務局に通告いたしますれ
ば、八月十一日から後三十日目の九月
十日に、日本のガット加入が實現する
ということに相なります。ただいまま
でのところ、よほどの異常な事態が起

らない限り、二十三カ国以上の賛成が得られるることは疑いないことと存じますので、九月十日からは、かねて懸案でございました日本のガット加入が実現することに相なるわけでございま
す。

このガット加入によりましてどうい
う利益があるかということをよく聞か
れるのでございますが、まずガット加
盟によりまして、從来各國が既往の三
回の関税交渉によりまして議許いたし
ました関税率に対しまして、一挙にわ
が国も均等化し得ることになります。し
かし、これはすでに仮加入によりま
して相当數の国からガット税率の適用を
受けておりましたので、これは大した
効果はないでござりますが、今回アメ
リカが最初十七カ国と関税交渉
をいたしました結果は、日本の加入が
實現しなければ適用にならないのでござ
ります。日本が加入が實現いたしま
すと、今回の関税交渉によりまして、
十七カ国から譲許された関税率の恩典
を日本は受ける、こういうことに相な
ります。ただその反面におきまして、
わが国といたしましても、譲許いたし
ました品目につきましては、ガット加
盟國中わが国に対しいわゆるガット
三十五条を援用しない國、すなわちわ
が國とガット關係を結ばないぞと思想
表示をいたしました國を除きまして、
わが國は最惠國待遇を与える義務があ
るわけでござります。これらの國に対
しまして、今回の譲許税率が適用にな
ることになります。各國から譲許を得
ました税率の総数は二百八十八でござ
ります。残りの七十三が現行税率の

据え置きでございます。これに対しましてわが国が譲許いたしました税率の総数は二百四十八でございます。このうち現行税率の引き下げと相なりましたのは七十五、残りの百七十三が現行税率の据え置きと相なっております。わが国といたしましては、昭和二十六年に一般的に関税率の改正を行いまして、相当大幅に関税率を引き下げましたので、ガットの関税交渉の準則による低関税の据え置きは、高関税の引き下げと同価値を有するという原則を主張いたしまして、できるだけ、現行税率の据え置きをもつて各国に満足するよう交渉いたしましたのでございます。

なお、関税交渉の結果、わが国が譲許いたしました品目、ことに引き下げ品目につきましては、今年九月十日から実施に相なることになります。ただし、各國が譲許いたしました税率につきましては、わが国のガット加入の日、または各國が新しく譲許税率を適用する旨をガット事務局に通告いたしましてから三十日目か、いずれかおそい方ということになっております。各國ばらばらということに相なりますのが、最もわが国が主力を注ぎましたアメリカにつきましては、これは九月十日よりわが国の譲許成立と同時に実施になる予定でございます。今回の関税交渉の結果、わが国の重要輸出品につきましては、特にアメリカ等より大幅の譲許を得たつもりでございますので、輸入の制限をいたしておらない国、特にアメリカ合衆国、あるいはカナダ方面等につきましては、この関税率の引き下げによりまして、輸出貿易に相当貢献するところがあろうと存ずる次第であります。わが国の関税率に

つきましては、できるだけ現在の関税率の据え置きをもつて関税交渉を要請せしめる方針でございましたが、結果におきましては七五税率を引き下げたのであります。ただし、その引き下げた税率につきましても、これらの品目は、その多くは我が国において生産がないか、あるいは生産がありましても、現在の関税率をもつて国内産業保護に欠けることがないと代表團の間で考慮されたのでございます。わが国多年の県案でございましたが、アト加入もございまして、わが国の貿易の前途混乱にいよいよ九月十日に実現する見込みと相なりまして、わが國の貿易に有利であるうございまして、まことに有益であるうと存するのであります。

簡単でございますが、これをもつて終ります。

○松原委員長　ただいまの政府委員の説明に対して御質疑はありますか。——なれば、この際、加藤高藏議長より、国民金融公庫法の一部を改正する法律案に対する各派共同提案の附帯決議に関する議論をして差し上げます。加藤議長の許すので、これを許します。加藤高藏君。

政府は、同公庫の資金需給の実情にかんがみ、次年度において十分なる政府出資を行うよう遺憾なきを期せられたいたいと思います。これは各派共同提案であります。読み上げます。

右決議する。

- 加藤(高)委員 動議を提出いたしました。一括議題となつております八法律案のうち、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案、内藤友明君外二十五名提出の修正案を採決いたしました。討論を省略して、直ちに採決せられることを望みます。
- 松原委員長 ただいまの加藤君の動議に御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。
- これより採決に入ります。まず国民金融公庫法の一部を改正する法律案について採決いたします。初めに、本法律案に対する内藤友明君外二十五名提出の修正案を採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
- 松原委員長 起立多數。よつて本修正案は可決いたしました。
- 次いで、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案を採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔総員起立〕
- 松原委員長 起立総員。よつて、本法律案は修正可決いたしました。
- 次に、各派共同提出の附帯決議について採決いたします。お諮りいたします。本附帯決議を可決するに御異議はありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 松原委員長 御異議なしと認めます。よつて本附帯決議は可決いたしました。
- 次に、関税定率法の一部を改正する法律案について採決いたします。お諮りました。

りいたします。本法律案を原案通り可
決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めま
す。よつて本法律案は 全会一致を
もつて原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。本日議決
いたしました各法律案に関する委員会
報告書の作成提出等の手続につきまし
ては、委員長に御一任を願つておきた
いと存じますが、これに御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさように決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は来
る十九日、火曜日、午前十時より開会
することといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

〔参照〕

国民金融公庫法の一部を改正する法
律案（内閣提出）に関する報告書
関税定率法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月二十日印刷

昭和三十年七月二十一日施行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局